

特定非営利活動法人ほほえみの郷トイトイ 賃金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、就業規則第15条（賃金）の定めに基づき、特定非営利活動法人ほほえみの郷トイトイ（以下「法人」と呼ぶ。）が職員の賃金に関する事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第1条（適用範囲）に定める職員に適用する。

第2章 賃金

(賃金の支払い方法)

第3条 賃金は通貨で直接本人にその全額を支払う。ただし、職員の同意を得て、職員が指定する金融機関等の口座への振り込みにより賃金の支払いを行う。

(賃金の締め支払い)

第4条 賃金は、毎月末日に締め、翌月10日に支払うものとする。ただし、賃金支払日が休日にあたる場合は、その前後日に支払う。

(賃金の構成)

第5条 賃金は、次の構成とする。

- (1) 賃金 ア 基本給 : 時給または月給
- イ 手当 : 通勤手当、役職手当
- ウ 割増賃金 : 時間外手当、休日手当
- (2) 特別賃金 : 賞与

(基本給)

第6条 基本給については、時給と月給があり、個別の契約により定める。

(通勤手当)

第7条 通勤手当の支給を受けようとする者は、所定の届出書に通勤の経路やその距離等

を記入して法人に申請しなければならない。通勤方法、経路、定期代の変更が生じた場合についても同様とする。

2. 通勤に要する手当は、片道の通勤距離が2キロメートル以上である職員に対し、月毎に次のとおり支給する。なお、通勤距離は、職員の住居から勤務場所までに至る経路のうち一般に利用しうる最短の経路の長さによる。交通機関等を利用する場合は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法によるものとする。

- (1) 交通機関または有料道路を利用

運賃等の月額を支給する。ただし月額が40,000円を超えるときは、月額と40,000円との差額の2分の1を40,000円に加算した額とする。

- (2) 自動車、原動機付自転車、自転車その他の交通用具を使用

基本手当を2,000円とし、以下の計算による額に勤務日数を乗じた額を支給する。

$$(\text{基本手当} + \text{別表1の該当額}) \times 0.8 \div 21 \quad (\text{10円未満四捨五入})$$

別表1

(単位：円)

交通用具の区分 自動車等を使用する片道の距離	自動車、原動機付自転車 その他原動機付きの交通用具	自転車
2キロメートル以上4キロメートル未満	0	0
4キロメートル以上6キロメートル未満	2,500	800
6キロメートル以上10キロメートル未満	5,100	2,500
10キロメートル以上14キロメートル未満	8,300	3,700
14キロメートル以上18キロメートル未満	11,500	4,900
18キロメートル以上22キロメートル未満	14,700	6,100
22キロメートル以上26キロメートル未満	17,900	7,300
26キロメートル以上30キロメートル未満	21,100	8,500
30キロメートル以上34キロメートル未満	24,300	9,700
34キロメートル以上38キロメートル未満	27,500	10,900
38キロメートル以上42キロメートル未満	30,700	12,100
42キロメートル以上46キロメートル未満	32,500	13,300
46キロメートル以上50キロメートル未満	34,300	14,500
50キロメートル以上54キロメートル未満	36,100	15,700
54キロメートル以上58キロメートル未満	37,900	15,700
58キロメートル以上62キロメートル未満	39,600	15,700

62 キロメートル以上 66 キロメートル未満	41,300	15,700
66 キロメートル以上 70 キロメートル未満	43,000	15,700
70 キロメートル以上 74 キロメートル未満	44,700	15,700
74 キロメートル以上 78 キロメートル未満	46,400	15,700
78 キロメートル以上	48,000	15,700

(役職手当)

第8条 法人が必要と認めたときは、法人の裁量により役職手当を支給することがある。

(時間外手当および休日手当)

第9条 時間外労働又は休日労働に伴う各手当は、法人の就業規則第9条に定めた下記に示す計算方法に基づき支給する。

(1) 時間外手当

ア 月額45時間以内の時間外労働の場合

$$\begin{aligned} & \text{通常の労働時間の賃金} \times (1 + 0.25) \\ & \times \text{月間45時間以内の時間外労働時間数} \end{aligned}$$

イ 月額45時間超の時間外労働の場合

$$\begin{aligned} & \text{通常の労働時間の賃金} \times (1 + 0.25) \\ & \times \text{月間45時間超の時間外労働時間数} \end{aligned}$$

ウ 前2号にかかわらず、年間360時間超の時間外労働（前号の規定による割増賃金の対象となった時間外労働を除く。）の場合月額45時間超の時間外労働の場合

$$\begin{aligned} & \text{通常の労働時間の賃金} \times (1 + 0.25) \\ & \times \text{年間360時間超の時間外労働時間数} \end{aligned}$$

(2) 休日手当

休日割増賃金の額は、次の計算式による額とする。

$$\begin{aligned} & \text{通常の労働時間の賃金} \times (1 + 0.35) \\ & \times \text{法定休日における労働時間数} \end{aligned}$$

2. 時間外労働又は休日割増賃金が深夜に及んだ場合に時間外労働賃金又は休日割増賃金に加算して支払う深夜割増賃金の額は、次の算式による額とする。

$$\begin{aligned} & \text{通常の労働時間の賃金} \times 0.25 \\ & \times \text{深夜における労働時間数} \end{aligned}$$

3. 本条でいう「通常の労働時間の賃金」とは、次の算式による額とする。

$$\text{基本給} + \text{役付手当} \div 1 \text{ヶ月平均労働時間}$$

(賃金の控除)

第10条 次に掲げるものは、賃金から控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 健康保険料（介護保険料を含む）及び厚生年金保険料の被保険者負担分
- (3) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (4) その他、法律に基づき控除することができるもの

(賃金の改定)

第11条 基本給及び役職手当等の賃金の改定については、原則として毎年4月に行うことがある。ただし、法人は、法人の業績及び職員の勤務成績その他の事情を総合的に勘案して、毎年4月以外の期日にて賃金の改定を行うことができる。

2. 改定額については、法人の業績及び職員の勤務成績その他の事情を総合的に勘案して各人ごとに決定することができる。
3. 第1項及び第2項のほか、特別に必要があるときは臨時に賃金の改定を行うことができる。

(賞与)

第12条 事業年度における法人の業績を勘案し、職員に賞与を支給することがある。

2. 前項の賞与の額は、法人の財務状況を踏まえて、各職員の人事考課を考慮して職員ごとに決定する。
3. 賞与の支給日は、その都度定める。

この規則は、令和4年6月20日から施行する。